

県政報告

新型コロナウイルス感染症への緊急対応策を速やかに実施できるよう、広島県議会4月臨時会が4月30日から6月18日までの50日間の日程で開催され、補正予算などが審議されました。

また、6月定例会は6月22日から6月30日までの9日間の日程で開催され、補正予算や条例改正などが審議されました。

《新型コロナウイルス感染症緊急対応予算の概要》

総額 1,179億3,300万円

令和元年度3月補正	14億7,700万円
令和2年度4月補正	412億6,300万円
令和2年度5月補正	17億400万円
令和2年度5月補正（追加分）	23億5,100万円
令和2年度6月補正	711億3,800万円

※基金積立等を除く実質事業費

主な事業

（1）感染拡大防止対策

検査体制の強化 1,392百万円（3月補正、4月補正、6月補正）

PCR検査機器の整備（県立広島病院、保健所設置市、医療機関等）、PCR・抗体検査の自己負担補助、ドライブスルー方式の検体採取、感染症医療従事者の検査など

社会福祉施設等の感染拡大防止対策 6,246百万円（6月補正）

社会福祉施設等の感染症防止対策用備品購入、介護サービスの再開支援など

県立高等学校等の感染防止対策 940百万円（4月補正、6月補正）

県立高等学校や幼稚園の感染防止対策支援、特別支援学校のスクールバスの増便

避難所の感染防止対策 115百万円（5月補正（追加分））

避難所の感染防止用物資の備蓄（段ボール・テント等の間仕切り、消毒剤など）

マスク・消毒液等の確保 1,899百万円（3月補正、4月補正）

医療施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、学校等に配布するマスク・消毒液等の一括購入など

(2) 医療提供体制の確保

医療設備の整備及び感染症患者の病床確保 11,153百万円(4月補正、5月補正(追加分)、6月補正)

医療機関における高度医療設備、簡易陰圧装置、人工呼吸器、ECMO等の整備補助、感染症患者等の病床確保、県立広島病院の患者隔離用病室等の整備など

医療機関等の感染拡大防止対策 8,774百万円(6月補正)

医療機関・薬局等における動線確保等の院内感染拡大防止対策の補助

医療従事者への慰労金の給付 8,585百万円(6月補正)

感染リスクがある環境の医療機関に勤務する職員への慰労金給付
1人当たり5万円~20万円

医療従事者への支援 196百万円(4月補正、5月補正(追加分))

感染症に携わる医療従事者の特殊勤務手当の補助

宿泊施設の借り上げ 2,464百万円(4月補正)

軽症者等の受入れのための宿泊施設の借り上げ

入院費用の公費負担 291百万円(4月補正)

感染症患者の入院医療費を公費負担

マスク・消毒液等の確保 1,427百万円(4月補正)

医療機関等のマスク、消毒液、防護服等の一括購入

(3) 3密を避けた事業継続と雇用維持

感染拡大防止協力支援金 9,300百万円(4月補正)

休業要請に協力いただく中小企業者への支援金給付 10万円~50万円

民間金融機関を活用した資金繰り支援 42,501百万円(6月補正)

実質無利子・無担保の資金繰り支援 融資限度額4,000万円 融資枠6,500億円

経営相談体制の強化 369百万円(3月補正)

中小・小規模事業者を対象とした経営相談窓口の設置

雇用調整助成金等の申請サポート 1,300百万円(5月補正)

中小事業者の雇用調整助成金の申請費用を補助 上限10万円

観光・飲食関連事業者等の支援 160百万円(5月補正)

クラウドファンディング等で観光・飲食関連事業者等の資金調達を行う団体を通じて助成

テイクアウト等の参入促進 535百万円(4月補正、5月補正、6月補正)

テイクアウト・デリバリーの初期投資費用の助成 上限30万円(助成率10/10)
新規営業許可申請手数料の免除・返還

観光誘客の促進 2,923百万円(6月補正)

宿泊事業者等が行う宿泊割引プランや旅行割引プランへの補助

宿泊者1人当たり5,000円~10,000円 旅行者1人当たり2,500円~15,000円

観光プロダクト開発支援 79百万円（6月補正）

民間事業者が行う観光プロダクト開発への補助【既存事業の拡大】
補助上限額 2,000千円→4,000千円 補助率 1/2→4/5

応用・実用化開発等の支援 374百万円（6月補正）

ものづくり企業の持続的発展を図るため、応用・実用化開発や新しい生活様式に対応した新技術の事業化可能性の検証に対する補助

県産農林水産物の学校給食への提供 432百万円（5月補正（追加分）、6月補正）

県産水産物、広島和牛の消費拡大を図るため、小中学校の給食での提供を支援

離職者等の雇用対策 120百万円（4月補正）

感染症拡大の影響による離職者等を新規雇用する建設業者等に助成
1人当たり120万円（上限）

港湾施設使用者に対する支援 329百万円（5月補正（追加分））

生活航路の運航事業者等に対する港湾施設使用料の減免

（4）安心・安全な県民生活

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施 2,965百万円（3月補正、4月補正、6月補正）

感染症の影響による休業等のため一時的な資金が必要な世帯への貸付

県立大学、私立専門学校の困窮学生に対する支援 14百万円（6月補正）

県立広島大学、私立専門が実施する授業料減免に要する経費を補助

子育て世帯への支援 1,081百万円（3月補正、4月補正）

放課後子供教室の開設、放課後児童クラブへの支援、ファミリーサポートセンターの利用補助、高等学校等の奨学給付金、私立学校等の授業料等の減免補助、特別支援学校等の臨時休業によるデイサービス等の追加経費の補助など

妊産婦に対する支援 334百万円（6月補正）

妊産婦に対するPCR検査の実施、オンライン相談窓口の設置

障害者支援施設への支援 195百万円（4月補正）

通所事業者等の代替手段によるサービス提供や応援職員派遣の支援、在宅障害者の見回り支援、障害者就業・生活支援センターの体制強化など

高齢者支援施設への支援 100百万円（4月補正）

通所介護事業者等の代替手段によるサービス提供や民生委員児童委員の活動費、訪問介護事業所のICT機器等の導入を支援

介護施設従事者等への慰労金 6,701百万円（6月補正）

感染リスクがある環境の介護・障害福祉施設や救護施設等に勤務する職員への慰労金給付
1人当たり5万円又は20万円

社会福祉施設等の従事者への支援 114百万円（6月補正）

感染症患者が発生した施設に従事する職員等の特殊勤務手当や宿泊費用等の補助

(5) 教育機会の確保

学校再開に伴う感染防止対策・学習保障 400百万円(6月補正)

県立学校の感染防止対策の実施、私立学校の感染防止対策への補助

学習指導員等の配置 969百万円(4月補正、6月補正)

県立学校への学習指導員及びスクール・サポート・スタッフの配置、私立学校の学習指導員等の配置への補助

教室の環境改善 485百万円(4月補正)

県立学校の空調整備及び維持費の県負担への切り替え

遠隔授業の実施 888百万円(4月補正)

県立学校での遠隔授業用ネットワーク機器の整備

低所得世帯の家庭学習支援 95百万円(6月補正)

低所得世帯の家庭学習用通信費を高校生等奨学給付金等で追加支給

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議(令和2年6月18日採決)

全世界で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、本県にかつて経験したことのない大きな影響をもたらしている。

これまで、本県では、複数のクラスターの発生などにより多くの感染が確認され、尊い命も失われた。医療現場では、緊急的に医療提供体制を整備するなど、厳しい状況に陥った。

また、様々な社会活動の自粛に伴って、あらゆる業種に極めて深刻な経済的影響が生じ、戦後最大級の経済危機に直面している。さらに、学校の長期にわたる休業により、児童生徒の学習機会の不足や家庭の経済状況による教育格差も強く懸念されている。

現在、本県における感染状況は一定の落ち着きを見せているものの、世界的にはいまだ感染拡大に歯止めがかかっていないことから、今後、第二波、第三波のおそれもあり、依然として予断を許さない状況にある。

この新たなウイルスに対し有効な治療法やワクチンが確立されていない中、本県においては、再び感染拡大や経済・社会活動の停滞を招くことのないよう、これまでのコロナ禍に対する知見や経験を生かし、医療体制を十分に確保しながら、「新しい生活様式」を徹底しなければならない。また、これらの感染防止策を確実に実施しながら、事業と雇用を守るための事業者支援や需要喚起等による疲弊した地域経済の回復、児童生徒の学びの保障や「新たな日常」づくり等への対策に、早急に取り組まなければならない。そして、これらの取組に支障を来すことのないよう、県として様々な策を講じるとともに、国に対しても、より一層の財政支援を求めていく必要がある。

よって、本県議会は、この未曾有の危機において、感染リスクに立ち向かいながら最前線で社会生活を支えている全ての関係者及び県民一人一人の感染拡大防止の取組に感謝の意を表するとともに、コロナの脅威から県民の命と健康を守り、経済・社会活動の復活に向けて、引き続き全力で取り組んでいくことを決議する。

《令和2年度6月定例会の概要》

■令和2年度補正予算（6月補正）

補正予算額 723億4,100万円

新型コロナウイルス感染症の拡大による様々な課題に迅速かつ適切に対処するため、国の「新型コロナウイルス感染症対策」等を活用し緊急対応策を実施します。

また、令和2年度当初予算編成後の状況変化等を踏まえ、必要性が認められる事業に適切に対応することを基本として、創造的復興による新たな広島県づくりや、「欲張りなライフスタイル」の実現に向けた取組などに時機を逃さず対応します。

1 新型コロナウイルス感染症緊急対応 71,138百万円

※基金積立等を除く実質事業費

- (1) 感染拡大防止対策 [7,682百万円]
- (2) 医療提供体制の確保 [25,802百万円]
- (3) 3密を避けた事業継続と雇用維持 [27,273百万円] 債務12,842百万円
- (4) 安心・安全な県民生活 [8,938百万円]
- (5) 教育機会の確保 [1,444百万円]

※主な事業は《[新型コロナウイルス感染症緊急対応予算の概要](#)》のとおり

2 創造的復興による新たな広島県づくり 293百万円

- (1) 安心を共に支えあう暮らしの創生 [12百万円]
 - 避難所における歯科医療提供体制の確保
災害発生時の避難所等における歯科医療や口腔ケア等の歯科保健活動に必要な器具・機材の整備を支援
 - 聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化
災害発生時における聴覚障害者の不安や困りごとを把握し必要な情報を提供するため、遠隔手話サービス等を活用した意思疎通支援体制を整備
- (2) 未来に挑戦する産業基盤の創生 [280百万円] 債務175百万円
 - 災害復旧工事の受託
平成30年7月豪雨災害により甚大な被害を受けた農地・農業用施設について、早期の営農再開のため、被災した市から災害復旧工事を受託

3 「欲張りなライフスタイル」の実現

18百万円

(1) ゆとりの創出 [18百万円] ※再掲を除く

《担い手が生活設計を描ける農林水産業の確立》

- 森林整備及びその促進を図るための支援（18百万円）
森林環境譲与税を活用し、森林所有者の意向調査等を実施する市町を支援
- 木材の需要低下対策（14百万円）[再掲] ※新型コロナウイルス感染症緊急対応に含む
木材需要の低下に対し、供給先を確保するため、森林環境譲与税を活用し、県産材の利用を促進

4 その他

745百万円

- 河川の環境保全対策（75百万円）
府中市出口川上流の採石場跡地において封鎖法面が一部崩落したことに伴い、府中市が実施する復旧工事に対する補助
- 生活福祉資金業務に係るシステム改修（4百万円）
広島県社会福祉協議会において、就職氷河期世代の自立支援として、技能習得期間の生計を支えるための貸付メニューの追加に必要なシステム改修等を実施するための経費を支援
- 豚熱等のまん延防止（136百万円）
豚熱等の重大な動物感染症のまん延を防止するため、県内養豚場における簡易防護柵等の整備に対する支援や、家畜保健衛生所におけるウイルスの拡散防止に対応した施設整備等を実施
- 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（42百万円）
令和2年3月の降雨に伴い発生したがけ崩れの緊急対策工事を実施
(山田町12地区[広島市])
- 交通事故に係る損害賠償（6百万円）
平成25年の警察職員による公務中の交通事故について、損害賠償を行う
- 国民健康保険事業費特別会計（82百万円）
国民健康保険の被保険者の生活の質の向上と国保医療費の適正化に向け、特定健診の周知・啓発、データ分析、研修等の各市町国保を支援する保健事業を実施
- 緊急的な措置への対応（400百万円）
今後の不測の事態に対応するため、予備費を増額

■条例〔7件〕

【新設】（1件）

- 広島県主要農作物等種子条例【議員提案】

【改正】（5件）

- 広島県税条例等の一部を改正する条例 など

【廃止】（1件）

- 広島県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例

■人事案件〔1件〕

- 広島県公安委員会委員の任命の同意について

■その他の議案〔4件〕

- 財産の出資について など

■報告事項〔2件〕

- 県が資本金の四分の一以上を出資等している法人の経営状況説明書 など

■意見書〔4件〕

- 国土強靱化の充実・強化を求める意見書
- 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 地方財政の充実・強化を求める意見書
- コロナ過における児童生徒の学びの保障を求める意見書

■請願〔1件〕

- 安芸灘大橋早期無料化に関する請願…不採択

広島県主要農作物等種子条例

～広島県の種子を守るため議員提案による条例を制定しました～

- 平成30年4月に廃止された主要農作物種子法に代わる県条例の制定を求める声が高まる中、広島県議会では、これまで種子法に代わる条例の制定に向けた検討を進めてきました。私が所属する自由民主党広島県議会議員連盟においても、関係者からの意見聴取や議論を重ね、本県農業の将来の発展につながる条例の制定に向けて積極的に検討を行ってまいりました。
- そして、概ね1年間の検討を経て、令和2年6月定例会において議員提案による「広島県主要農作物等種子条例」が全会一致で可決されました。
- この条例は、主要農作物の品種改良並びに種子の生産、普及及び保存に当たり、県民の理解を促しながら、生産者をはじめ、関係者との連携及び相互理解の下に行うことや、酒米など各地域で従来から生産されている本県の特色ある農作物の種子の保存に努めることなどを基本理念としています。また、この基本理念にのっとり、県が生産を普及し、又は維持する必要があると認める品種（特定品種）の種子を農業振興に有効活用し、特に主要農作物の優良な品種（奨励品種）の種子について、安定供給及び品質確保に係る施策を計画的に推進することなどを県の責務としています。
- 全国では、本県を含め19道県が同様の条例を制定（6月末現在）していますが、広島県の条例は、主要農作物（稲、麦及び大豆）のみならず、野菜や花、その他の農作物をも対象としているところが大きな特徴です。
- 今後県では、この条例に基づき、農業生産性の向上や持続的な発展と食の安全に寄与する取組を進めていきます。



〔稲〕



〔広島菜〕